第５期大田原市生涯学習推進計画

（案）

令和８年１１月

ごあいさつ

令和９年３月

大田原市長

目　　次

はじめに
　１　生涯学習推進計画策定の趣旨　・・・　１
　２　生涯学習推進計画の性格・期間・構成　・・・　２

第１部　生涯学習推進に当たっての基本的な考え方
　１　生涯学習とは　・・・　３
　２　近年における国の動向　・・・　４
　３　生涯学習をめぐる状況　・・・　４
　４　大田原市民の生涯学習取組の状況　・・・　６
　５　大田原市の生涯学習における現状と課題　・・・１１
　６　基本理念及び基本目標　・・・１３

第２部　生涯学習推進における基本目標と基本施策
　１　施策の体系　・・・１５
　２　生涯学習推進における基本施策の推進
　　基本目標１　まなぶ【多様な学びの提供】　・・・１６
　　（基本施策１）ライフステージに応じた学びの充実　・・・１６
　　（基本施策２）市民ニーズに応じた学びの充実　・・・１８
　　基本目標２　いかす【学んだ成果を生かす機会の充実】　・・・２１
　　（基本施策３）学習環境の整備　・・・２１
　　基本目標３　つなぐ【学びでつなぐネットワークの推進】・・・２３
　　（基本施策４）学習成果の活用　・・・２３
　　基本目標４　ささえる【学びを支えあう体制づくり】　・・・２６
　　（基本施策５）生涯学習関係機関との連携及び情報・環境の充実
　　・・・２６
　３　推進指標　・・・２９

参考資料
　１　大田原市生涯学習推進体制組織図　・・・３０
　２　大田原市生涯学習推進会議委員　・・・３１
　３　大田原市生涯学習推進本部設置規程　・・・３２
　４　大田原市生涯学習推進会議条例　・・・３４
　５　用語解説　・・・３５
　６　生涯学習関連機関・施設一覧　・・・３７

はじめに

1　生涯学習推進計画策定の趣旨

大田原市では、平成 18 年度の「大田原市生涯学習推進計画『輝きプラン』」以降、これまでに計 4 期にわたり生涯学習推進計画を策定し、市民一人一人が主体的に学び、その成果を地域社会へ還元できる人づくり・まちづくりを推進してきました。

また、「大田原市総合計画」においても、生涯を通じた学びが市民の自己実現や地域課題の解決に直結するよう、持続可能な人づくり・地域づくりの基盤整備に取り組んできました。

人生 100 年時代が定着し、AI*等のテクノロジーが急速に普及する現在、私たちは「学び直し（リスキリング*）」や「デジタルスキルの習得」といった新たな挑戦が求められる大きな転換期を迎えています。誰もが自分らしく学びを楽しみ、心身の健康と幸福（ウェルビーイング*）を実現することは、現代の持続可能な社会を築き上げるうえで不可欠な要素です。また、国際連合が掲げる SDGs*の理念である「誰一人取り残さない」教育環境の構築は、多様化する現代社会においてますます重要性を増しています。

さらに、社会構造の変化に伴う人と人とのつながりの希薄化や孤独・孤立の課題に対し、世代間交流や多文化共生を促す「学びを通じた居場所づくり」の重要性が一層高まっています。対面とオンラインの利点を組み合わせた柔軟な学習形態の構築は、新たな時代の生活様式として、これまでの生涯学習のあり方を大きくアップデートさせるものです。

このような変化の中でも、これまで大切にしてきた市民の主体的学習の尊重に加え、デジタルトランスフォーメーション（DX）*による学習環境の拡充や、学びを通じて地域とつながり、多様な価値観を認め合える「共生社会*」の実現を目指していくことが不可欠です。

このような背景のもと、「大田原市総合計画」の基本政策 2「誇れる歴史、自慢の文化に親しみ、学びと交流が広がるまちづくり」や基本政策 3「こどもの笑顔と未来が輝く子育て・教育のまちづくり」等において、生涯学習の推進や青少年の健やかな成長、多文化共生によるひらかれたまちづくりの実現に向け、本市の生涯学習を時代に即して、総合的・体系的に推進するための新たな指針として、「第 5 期大田原市生涯学習推進計画」を策定します。

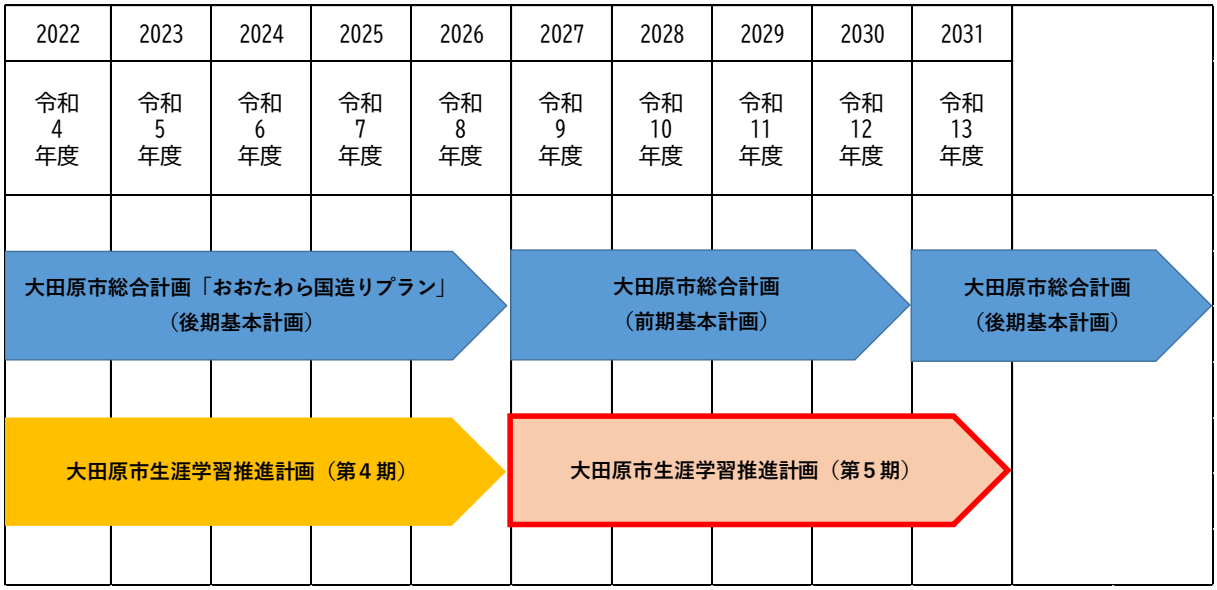
2　生涯学習推進計画の性格・期間・構成

（１）性格

本計画は、大田原市民憲章並びに生涯学習都市宣言、大田原市総合計画、大田原市教育大綱を基にするとともに整合性を図り、生涯学習関連施策を明らかにして、生涯学習の推進に取り組む上での基本指針とするものです。

（２）期間

本計画の期間は、令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの 5 か年とし、今後の社会状況の変化や施策の成果を評価し、必要に応じて見直しを行います。



（３）構成

本計画は、「はじめに」、「第 1 部　生涯学習推進に当たっての基本的な考え方」、「第 2 部　生涯学習推進における基本施策と基盤づくり」、「参考資料」で構成しています。

大田原市の生涯学習推進のあゆみ

昭和 49 年度	大田原市民憲章制定
平成 3 年度	大田原市生涯学習推進本部設置
平成 3 年度	大田原市生涯学習推進会議設置
平成 12 年度	生涯学習都市宣言
平成 17 年度	市町村合併により新市誕生
平成 18 年度	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」策定
平成 18 年度	第 1 期大田原市生涯学習推進計画「輝きプラン」策定

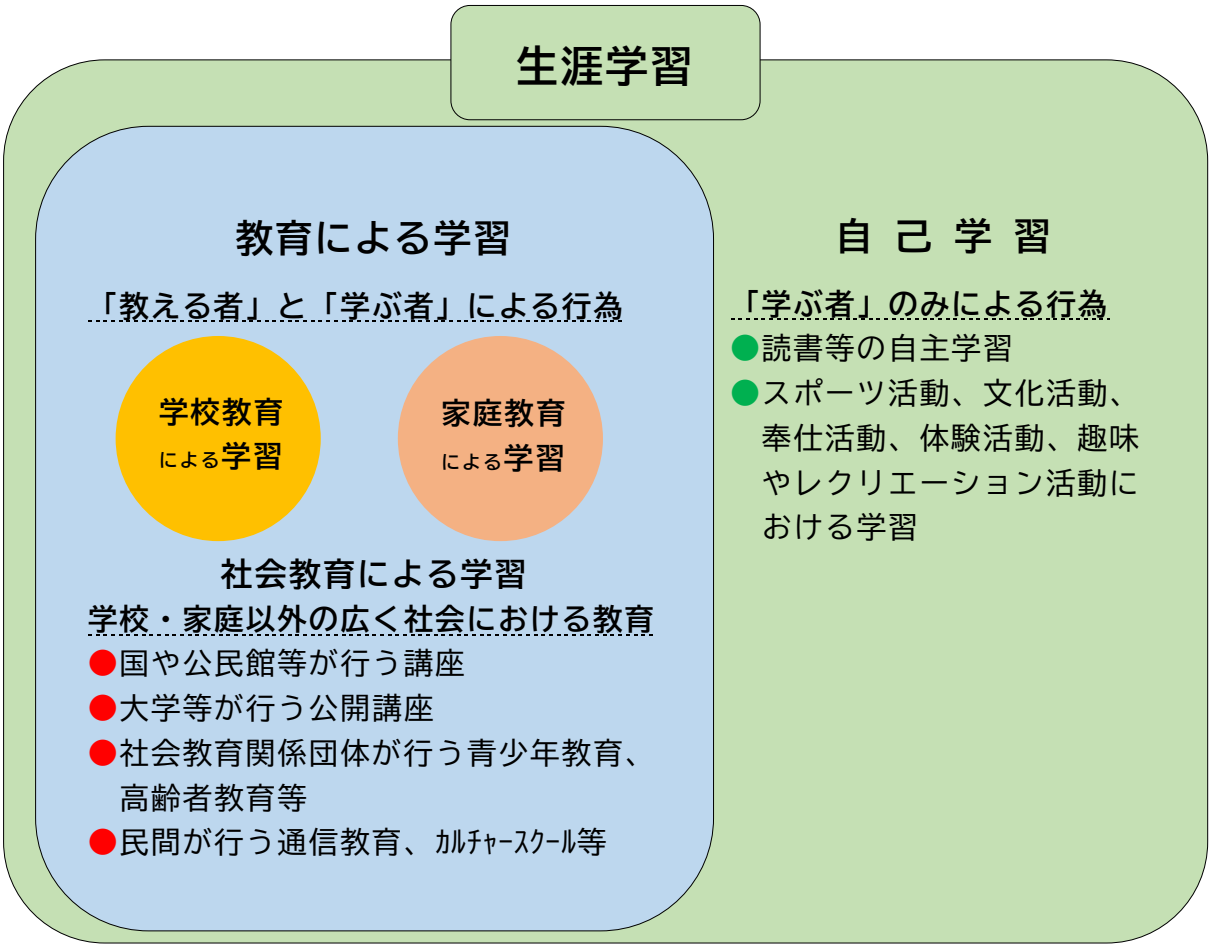
平成 23 年度	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」後期策定
平成 23 年度	第 2 期大田原市生涯学習推進計画「輝きプラン」策定
平成 28 年度	大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」策定
平成 28 年度	第 3 期大田原市生涯学習推進計画「学び、いきいき活躍プラン」策定
令和 3 年度	大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」後期策定
令和 3 年度	第 4 期大田原市生涯学習推進計画策定

第１部　生涯学習推進に当たっての基本的な考え方

１　生涯学習とは

生涯学習とは、人が生涯を通じて自発的な意思に基づいて行うあらゆる学習を指します。これには学校や社会における組織的な学習活動だけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動、あるいは職業能力の開発や資格に向けた活動など、多岐にわたる取組が含まれます。

教育基本法第 3 条では、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。



2　近年における国の動向

平成 28(2016)年の文部科学省の中央教育審議会答申では、人口減少やグローバル化等の社会的課題に対し、生涯学習を通じた「全員参加による課題解決社会」の実現と、「『学び』と『活動』の循環」の形成が提唱されました。その後、平成 30(2018)年には、社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の重要性が示され、令和 2(2020)年からの学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」のもと、地域と学校が連携・協働しながら、こどもや若者が「未来の創り手」となるための教育が求められています。

これらを踏まえ、令和 5(2023)年 6 月に閣議決定された「第 4 期教育振興基本計画」では、2040 年以降を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトとして掲げられ、ここでは、すべてのライフステージ*において学びが充実し、個人の自己実現と社会への貢献が両立する環境づくりが重視されています。具体的には、「生涯学び、活躍できる環境整備」や「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が不可欠な目標として示されました。

さらに、第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会においても、これらの方針に基づき、リカレント教育*の推進や多様な背景を持つ人々の学習支援、そして地域の教育力を支える社会教育人材の養成・活躍に向けた具体的な方策「～全世代の一人一人が主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～」が令和 6(2024)年 6 月に取りまとめられました。

本市におきましても、こうした国の動向を踏まえ、誰もが主体的に学び続け、その成果が地域や社会の活力へとつながる生涯学習社会の構築を推進する必要があります。

3　生涯学習をめぐる状況

○新たな日常とデジタル化の融合（ハイブリッドな学習環境の構築）

新型コロナウイルス感染症*を契機として普及したオンライン学習や ICT*活用は、もはや一時的な代替手段ではなく、生涯学習における選択肢の一つとして社会に定着しました。今後は、対面での学びが持つ「人とのつながりや直接的な交流」という価値と、ICT が持つ「時間や場所の制約を超えた利便性」という長所を組み合わせた、ハイブリッドな学習環境の構築が求められます。多様化する学びのニーズに応じ、誰もが安心して、かつ効率的に学習に参加できる社会基盤の整備を推進します。

○持続可能な社会（SDGs）の実現に向けた学び

SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、生涯学習はより重要な役割を担います。教育はすべての発展の基盤であり、

個人の学びが地域社会の課題解決や、多文化共生、世代間交流の促進へとつながる「循環型の学習モデル」を目指します。住民一人一人が持続可能な社会の担い手であるという意識を高め、社会参加への意欲を喚起するような学習機会を推進します。

○Society5.0*を見据えたデジタル活用とスキルの高度化

先端技術の進化により、社会構造が劇的に変化する中で、デジタル技術を使いこなす「デジタル・リテラシー*」は、現代の必須スキルとなりました。Society 5.0 を見据え、先端技術の恩恵をすべての市民が享受できるよう、デジタル技術を学ぶための情報提供や、活用を促進するための環境づくりに注力するとともに、ビッグデータ*や AI 等の知見を地域課題の解決に役立てる「学びのアップデート」を支援します。技術革新を恐れず、市民一人一人がデジタルを使いこなし、常に新しい知識を習得し続けることができる社会の形成を推進します。

○「人生 100 年時代」のマルチステージ人生への対応

人生 100 年時代において、単線型のライフコースは多様化しています。「教育・仕事・老後」の境界が曖昧になり、学び直し（リスキリング）や社会貢献活動が世代を問わず重要視されています。

これからの生涯学習は、趣味や教養の向上にとどまらず、個々人がライフステージの変化に応じて、いつでも・どこでも・何度でも学び直せる環境（リカレント教育*の推進）を整備することが不可欠です。健康寿命の延伸とともに、高齢者からこどもまでが互いに学び合い、生涯を通じて自分らしく活躍できるマルチステージ型の人生を支援します。

４　大田原市民の生涯学習取組の状況

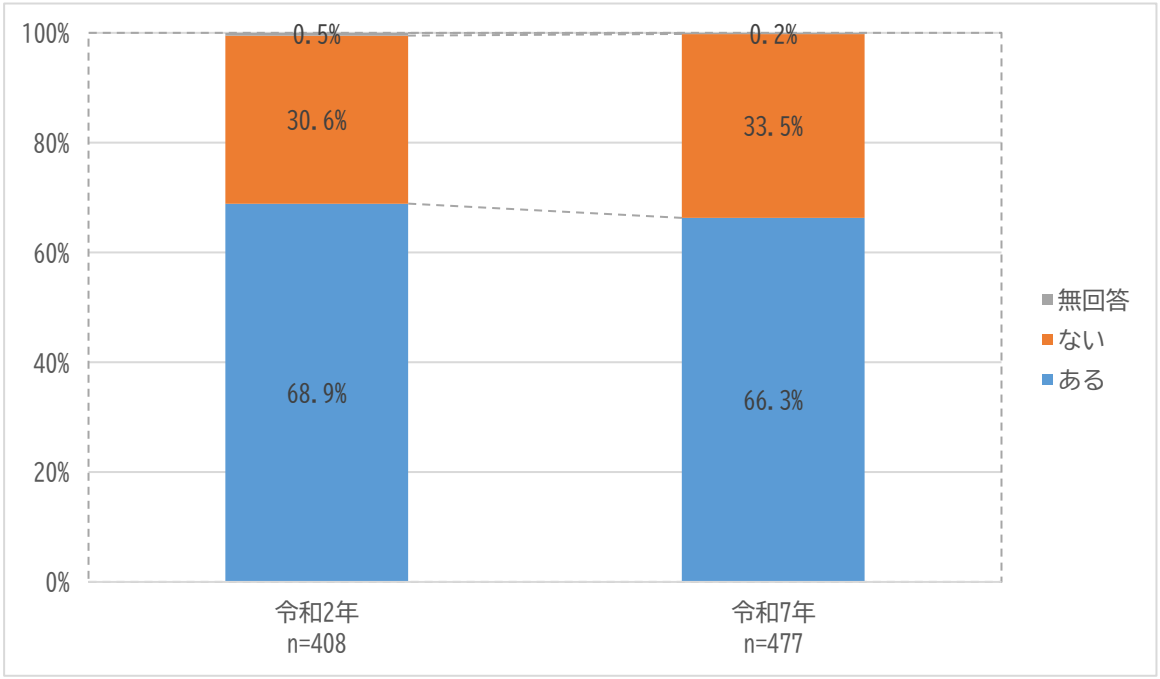
令和 7（2025）年 12 月に実施した「大田原市の生涯学習に関する市民意識調査」の結果から、市民がどのように生涯学習に取り組んでいるか、その概要を示します。

「大田原市の生涯学習に関する市民意識調査」実施概要

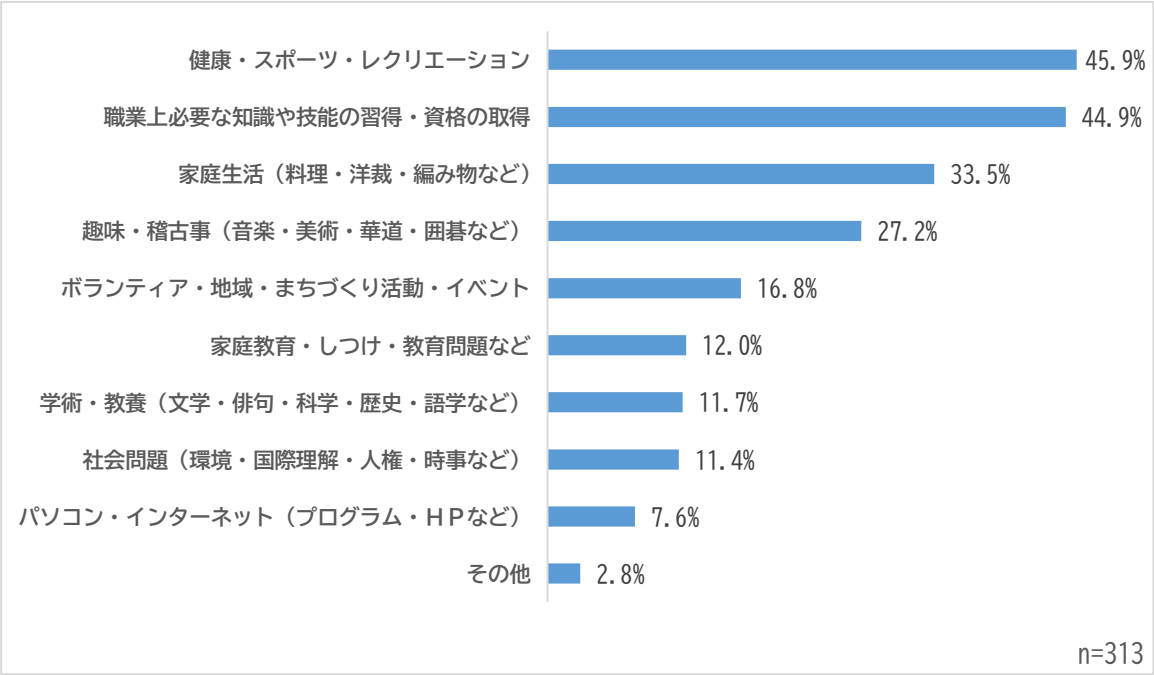
〇調査地域　　大田原市内全域
〇調査対象　　満 20 歳以上の男女個人（層化無作為抽出）
〇調査方法　　郵送による配布・回収（無記名方式）
〇調査基準日　令和 7（2025）年 12 月 1 日
〇回収状況　　標本数　1,200 人　　回収件数　477 件　　回収率　39.8%
※各図における「n」は調査対象数を示しています。

（１）生涯学習の実践状況について

【図 1】生涯学習の実践の有無

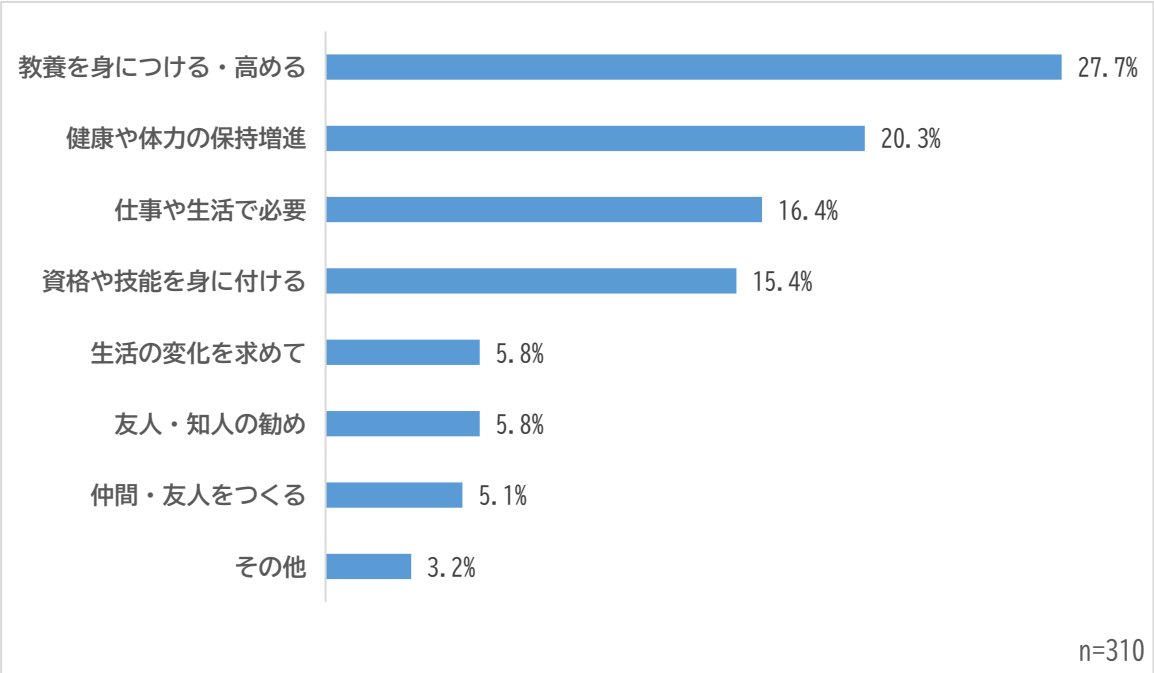


【図 2】市民が行った生涯学習の種類（複数回答）



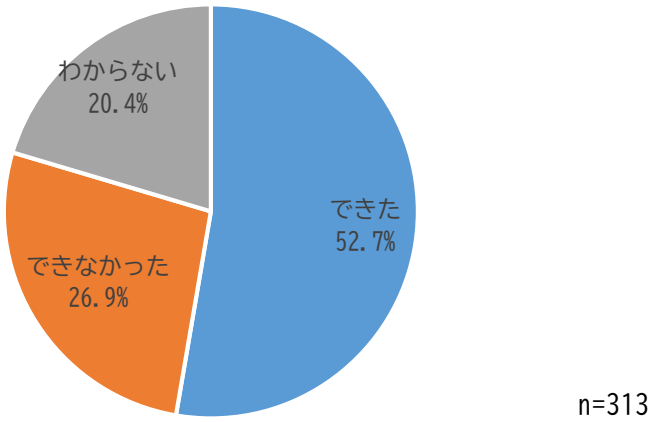
生涯学習の実施率は、5 年間で約 2.6 ポイントの微減にとどまっており、概ね現状を維持していると評価できます。内容面では、「健康・スポーツ」と「職業上の知識・技能」が 4 割超を占め、生活の基盤となる自己研鑽が活動の主軸です。一方、家庭生活や趣味関連も高い割合を維持しており、市民の関心は多様です。社会問題やボランティア等の公的な活動が相対的に低い傾向にある点は、今後の市民ニーズを読み解く重要な視点と言えます。

【図 3】生涯学習を始めたきっかけ



生涯学習（活動）を始めたきっかけは、「教養を身につける・高める」が最も多く、次に「健康や体力の保持増進」、「仕事や生活で必要」、「資格や技能を身に付ける」の順となっています。

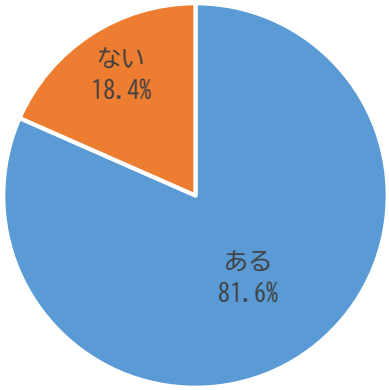
【図 4】生涯学習を通じた人や地域とのつながり



「生涯学習（活動）を通じて、人や地域との新たなつながりができたか」の問いに対し、「できた」が 52.7%、「できなかった」が 26.9%でした。

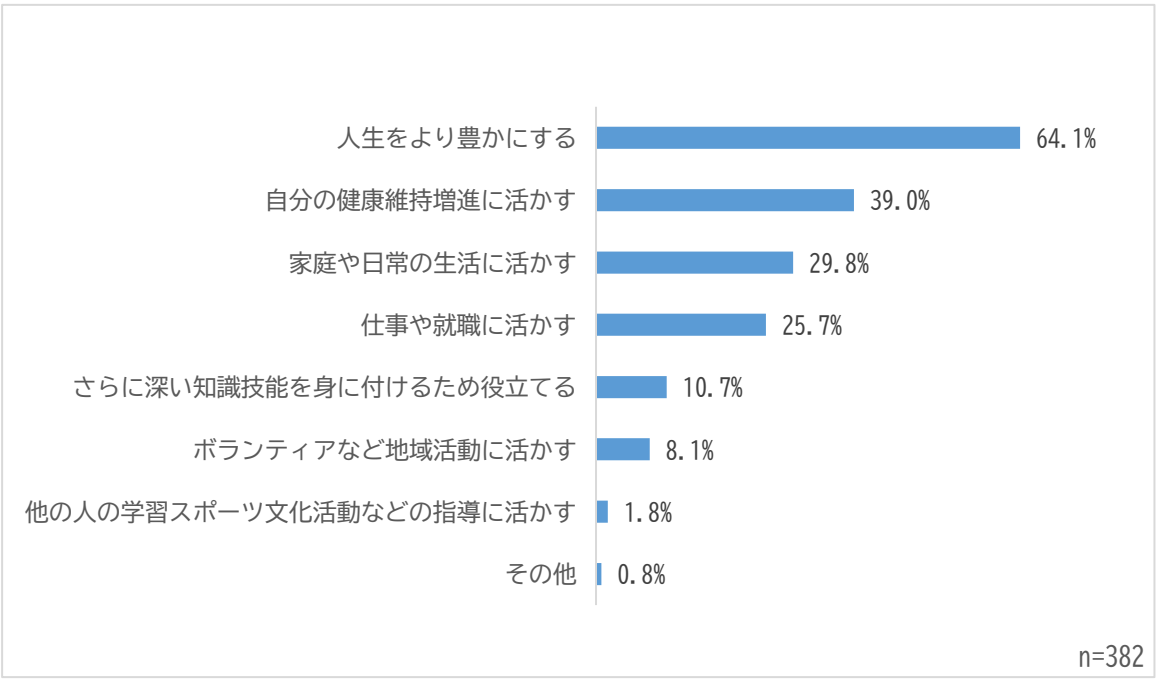
（２）学習成果の活用について

【図 5】学習成果の活用希望状況



n=468

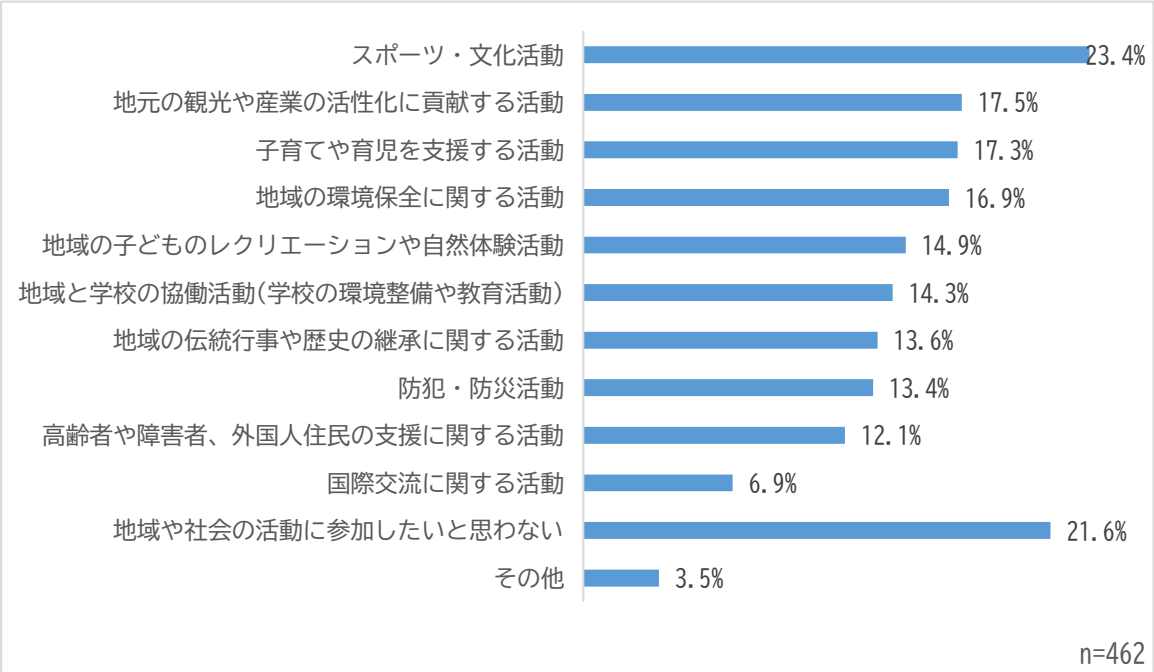
【図 6】生涯学習の成果を生かしたい活動（複数回答）



生涯学習（活動）で得た成果を生かしたいと思っている市民は 81.6%で、どのように生かしたいか（複数回答）については、「人生をより豊かにする」が最も多く、次に「自分の健康維持増進に生かす」、「家庭や日常の生活に生かす」の順となっています。

（３）地域社会での活動について

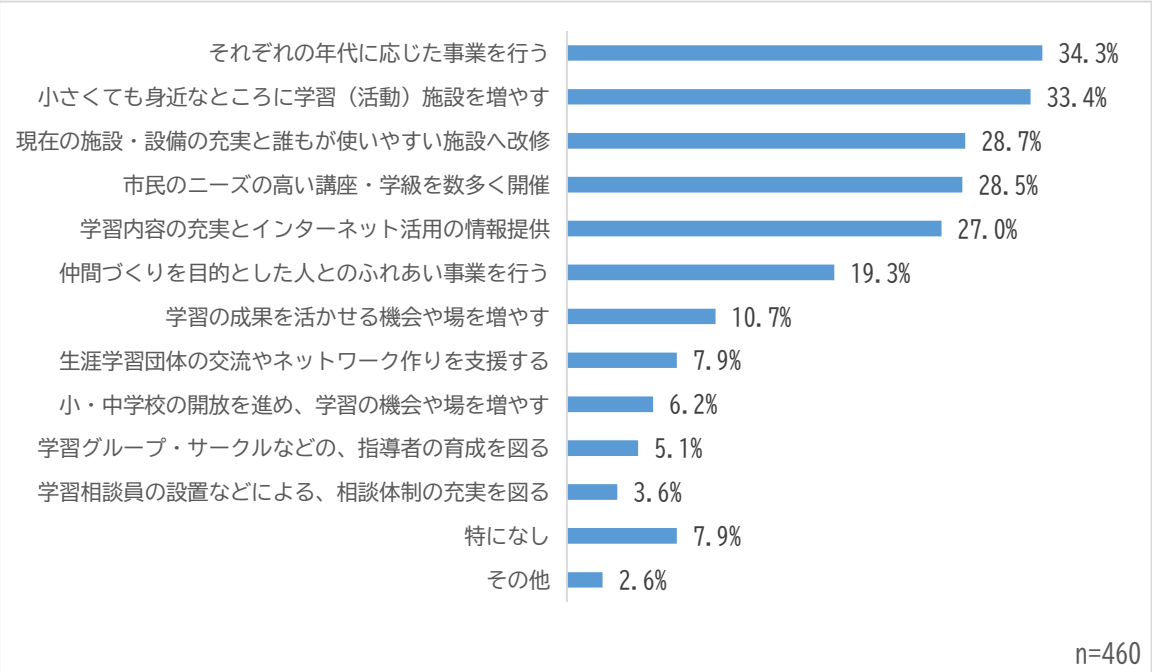
【図 7】地域や社会での活動への参加意向（複数回答）



地域や社会での活動への参加意欲については、78.4%が活動への参加意欲を示し、「地域や社会の活動に参加したいとは思わない」は 21.6%でした。参加したい活動内容は多岐にわたっています。

（４）生涯学習施策への要望について

【図 8】市が行うべき生涯学習をさらに活発化させる施策



「生涯学習」をさらに活発化する手段としては、「それぞれの年代に応じた事業を行う」や「市民のニーズの高い講座・学級を数多く開催」の学習内容に関するものと、「小さくても身近なところに学習（活動）施設を増やす」や「現在の施設・設備の充実と誰もが使いやすい施設への改修」の施設に関するものに多くの回答が集まりました。

５　大田原市の生涯学習における現状と課題

「大田原市の生涯学習に関する市民意識調査」の結果から読み取れる傾向を分析し、本市の生涯学習における「現状（強み・特徴）」と「課題（今後取り組むべきこと）」として示します。

（１）学習ニーズの現状：個人の自己研鑽から地域活動への展開

【現状】

市民の生涯学習の実施率は概ね横ばいで推移しており、学習活動が市民生活に定着していることが伺えます。学習内容は「健康・スポーツ」や「職業上の知識・技能」、また「教養を高める」といった、自己研鑽や生活の質の向上に直結する分野が主軸となっています。

【課題】

個人の健康維持や趣味・教養への関心が高い一方で、ボランティア活動や社会問題の解決といった「公的・地域的な活動」への実践率が相対的に低い傾向にあります。今後は、個人の興味関心から出発した学びを、地域社会への関心へと広げていくためのアプローチが課題です。

（２）成果の還元と「つながり」の創出：高い参加意欲の受け皿づくり

【現状】

学習成果を「生かしたい」と考える市民は約 8 割にのぼり、地域や社会の活動への「参加意欲がある」と答えた市民も約 8 割と、非常に高い意欲を持っています。また、半数以上の市民が学習を通じて「人や地域との新たなつながりができた」と実感しています。

【課題】

学習成果を生かす場として、「人生を豊かにする」「健康維持」など個人的な領域が上位を占めており、地域還元への結びつきが弱いことが伺えます。また、約 4 分の 1 の市民は学習を通じた「つながりができなかった」と回答しています。市民の持つ「高い活動意欲」を実際のボランティアや地域課題の解決へと結びつけ、孤立を防ぎ、新たなつながり（居場所）を生み出すためのサポート体制やコーディネート機能の強化が求められています。

（３）学習環境と施策への要望：身近な施設の充実とニーズへの対応

【現状】

市に求める生涯学習施策として、ソフト面では「年代に応じた事業」や「市民のニーズの高い講座の開催」が求められています。ハード面では、「小さくても身近な学習施設の増加」や「既存施設の充実・誰もが使いやすい改修」など、学習環境の改善に対する要望が多く寄せられています。

【課題】

ライフスタイルが多様化する中、すべての年代が自分に合った学びを見つけられるよう、年代別・ニーズ別のきめ細やかな事業展開が必要です。同時に、市民が最も身近な拠り所とする地区公民館等の学習施設について、誰もが快適に利用でき、気軽に集える「身近な学びの拠点」として機能強化を図るなど、ハード・ソフト両面からの学習環境の整備が急務となっています。

（４）まとめ

大田原市民の生涯学習に対する意欲は非常に高く、個人の健康増進や教養の向上において一定の成果を上げています。今後の最大の課題は、市民が持つ「高い参加意欲」と「地域活動の実践」の間にあるギャップを埋めることです。

身近な学習環境を整えて年代に応じた多様な学びの機会を提供するとともに、個人の学びを地域社会へとつなぐ仕組み（人材活用や連携体制）を強化し、学びを通じた「新たなつながり」と「生涯学習の好循環」を創出していく必要があります。

6　基本理念及び基本目標

基本理念

学びがつながり、人がつながる
豊かな私と輝く地域

社会環境が急速かつ複雑に変化する中、本市では、市民一人一人が主体的に学び、多様な個性と能力を伸ばし、その成果を個人の生きがいとしてのみならず、地域社会の活力として循環させる「学びの共創」を推進します。

特に、市内すべての地区公民館エリアに組織されている「地区生涯学習推進協議会」をはじめとする地域住民の主体的な組織と緊密な連携を図り、身近な地域における学びと交流の輪を広げながら、第 3 期、第 4 期と積み重ねてきた「つなぐ」という土台を深化させ、市民の多様な学びが人と人との絆を紡ぎ、自発的に「つながる」ことで、得られた知識や経験が地域の課題解決へと還元される「生涯学習の好循環」を創出します。

また、自分らしく豊かに暮らせるウェルビーイングな社会の実現と、未来に向かって持続可能で輝く地域づくりを両立するため、本計画の基本理念を「学びがつながり、人がつながる　豊かな私と輝く地域」と掲げ、その実現に向けて次の４つの基本目標を設定します。

基本目標１　まなぶ【多様な学びの提供】

市民が求める年代に応じた事業や、人生を豊かにする趣味・教養の講座など、本市が展開する多彩な学びの機会を一層充実させます。社会の急激な変化や多様な学習ニーズ、デジタル化等の新たな学習スタイルに柔軟に対応し、誰もがいつでもどこでも、自分らしく生きがいを持って学び始められるきっかけを創出します。

基本目標２　いかす【学んだ成果を生かす機会の充実】

市民が求める身近な施設の充実や、使いやすい環境への改善を図り、自発的な学習活動を効果的にサポートします。また、市民が培った知識や技術を生涯学習の指導者として人材バンク等への登録を通じて、地域の学習リーダーとして活躍できる環境を整えるとともに、成果をいかして学び続けられる環境を推進します。

基本目標３　つなぐ【学びでつなぐネットワークの推進】

市民の地域活動への高い参加意欲を、実際のボランティアや地域課題の解決へとつなぐ体制を整備します。「輝きバンク」の活用やコーディネーター等の人材育成を強化することで、学びの成果が自助・互助の絆として地域に還元され、次なる学びを生み出す好循環を創出します。

基本目標４　ささえる【学びを支えあう体制づくり】

多様な学習意欲を持つ市民が互いに支え合う地域社会を形成します。地域学校協働活動*等による学校・家庭・地域の連携をはじめ、地区生涯学習推進協議会の自主的・継続的な活動を支援するとともに、地域で孤立傾向にある市民への生涯学習情報の周知をきめ細かに行い、社会参画へのきっかけを提供するため、情報提供体制の強化を図ります。さらに、多様な主体による協働的な取り組みを促進し、地域の教育力を向上させ、持続可能な地域づくりを推進します。

第２部　生涯学習推進における基本目標と基本施策

１　施策の体系

大田原市の将来像
こどもの笑顔と地域の誇りが未来を拓き　みんなで創る　おおたわら

大田原市教育大綱
〇〇〇〇

※教育大綱の改定状況を踏まえ、計画決定までに正式な文言に更新します。

基本理念　**学びがつながり、人がつながる　豊かな私と輝く地域**

基本目標１　まなぶ
多様な学びの提供

基本施策１
ライフステージに応じた学びの充実
①家庭教育や子育てをともに支え合う学びの機会の充実
②青少年を育む学びの機会の充実
③働く世代の多様なニーズに対応した学びの機会の充実
④高齢者の活躍につながる学びの機会の充実

基本施策２
市民ニーズに応じた学びの充実
①文化・芸術に関する学びの充実
②健康や体力づくりに関する学びの充実
③人権意識の高揚につなげる学びの充実
④グローバル化に対応するための学びの充実
⑤情報化社会に対応した学びの充実
⑥環境意識の向上につなげる学びの充実
⑦読書活動の普及

基本目標２　いかす
学んだ成果を生かす機会の充実

基本施策３
学習環境の整備
①人材の育成・活用
②ボランティア活動の充実
③学習成果の発表と共有

基本目標３　つなぐ
学びでつなぐネットワークの推進

基本施策４
学習成果の活用
①生涯学習に係る指導者及び実践者の育成
②指導者及び実践者の活動支援
③関係機関及び団体の活動への参加促進
④地域のつながりづくり
⑤安心して暮らせる地域づくり

基本目標４　ささえる
学びを支えあう体制づくり

基本施策５
生涯学習関係機関との連携及び情報・環境の充実
①学校との連携
②家庭との連携
③地域コミュニティとの連携
④生涯学習関連情報の提供及び相談体制の充実
⑤情報化社会に対応した学びの充実

2　生涯学習推進における基本施策の推進

基本目標１　まなぶ【多様な学びの提供】　に対する基本施策

（基本施策１）ライフステージに応じた学びの充実

【現状と課題】

人生 100 年時代を市民がいきいきと充実した生活を送るためには、それぞれのライフステージにおける課題を意識し、必要な知識や能力を学ぶ機会が求められています。家庭教育や子育てを支える学びから、青少年の健全育成、働く世代の多様なニーズへの対応、そして高齢期の学びまで、年代ごとの状況や変化に寄り添い、生涯を通じて各段階に応じたきめ細かな学習機会を一層充実させていく必要があります。

①家庭教育や子育てをともに支え合う学びの機会の充実

家庭教育は、生涯にわたる教育の出発点であり、こどもの健やかな成長や豊かな人間性を育む最も重要な基盤です。保護者にとっても学びの連続である子育ての営みを尊重し、悩みや喜びを共有し合える「学びの場」を提供することで、家庭教育を地域全体で支援し、誰もが安心して子育てができる環境づくりを推進します。

保育課
○「子育て支援センター」や「つどいの広場」等の親同士が交流を図れる場の提供に努めます。
こども支援課
○乳幼児の親を対象とした「赤ちゃん教室」や「食育教室」等を開催し、乳幼児期の子育ての支援を図ります。
○保育園児や幼稚園児の保護者を対象とした「子育てセミナー」を開催し、保護者の育児力の向上を図ります。
生涯学習課
○地区公民館ごとに小学生の保護者を対象とした「家庭教育学級」を開催し、家庭教育の支援を図ります。

②青少年を育む学びの機会の充実

青少年期における学習は、豊かな人間性や社会性、創造性、協調性を育み、地域社会の構成員としての自覚をもたらす上で重要です。心身ともに健やかな成長を促すとともに、一人一人が自分らしく学べる機会の充実に努めます。

農林整備課
○小中学生が環境緑化の大切さを学習する「緑の少年団活動」を支援します。
生涯学習課
○ふれあいの丘自然観察館や天文館等の施設の利点を生かした体験活動を通し、青少年の豊かな人間性の育成に努めます。
○友好親善都市の岡山県井原市や姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州のウエストコビナ市、ゴルフ発祥の地である英国スコットランド・セントアンドリュースとの交流事業を通し、人間性や社会性の豊かな青少年の育成に努めます。
○青少年の健全育成に向け、地域活動への参加を広げ学びの機会の提供に努めます。
こども支援課
○心身ともに成長が著しく、人格形成において重要な時期にある小中学生を対象に「思春期教室」を開催し、プレコンセプションケアの概念を普及しながら「男女の体のしくみ」や「命の大切さ」について学び、豊かな母性・父性を育む機会の提供に努めます。
学校教育課
○市内の中学 2 年生が職場体験を行う「わくわくチャレンジウィーク」を開催し、中学生が将来の夢や働くこと、自分らしい生き方について考えることができる機会の提供に努めます。

③働く世代の多様なニーズに対応した学びの機会の充実

社会の状況が急激に変化する中で、職業に関する新たな知識や技術を身に付けていくことが求められています。行政と高等教育機関、産業技術に関する専門機関とが連携することにより、職業上必要な知識や技術を習得するためのリカレント教育の促進に努めます。

生涯学習課
○大学等の高等教育機関との連携を密にし、リカレント教育に係る情報を広く収集し情報提供を行うことにより、市民のリカレント教育への参加を促進します。

④高齢者の活躍につながる学びの機会の充実

少子高齢化が急速に進み、超高齢社会を迎えています。高齢者の生きがいづくりや健康づくり、仲間づくりにつながる学びの機会の充実を図るとともに、生涯を通じて学ぶ喜びを実感しながら、主体的な社会参加への意欲を高め、異世代・同世代間の交流を推進します。

生涯学習課・高齢者幸福課
○地区公民館や高齢者ほほえみセンターを会場に「高齢者学級」や「おたっしゃクラブ」、「寿大学」等の講座を開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の促進を図ります。
高齢者幸福課
○65 歳以上の市民を対象に、高齢者ほほえみセンター等での活動を支援するボランティア「与一いきいきメイト」を養成し、ボランティア活動を通した高齢者の社会参加や介護予防の促進を図ります。

（基本施策２）市民ニーズに応じた学びの充実

【現状と課題】

急激に変化する社会の中で、学習ニーズも多様化しています。ニーズを的確に捉え、これまで生涯学習に十分な関心がなかった方も含め、誰もが主体的に学ぶ楽しさを感じられる文化・芸術、スポーツ等の身近な活動や、現代的課題の解決に向けて学ぶことができる多様な機会を提供していく必要があります。

⑤文化・芸術に関する学びの充実

心豊かな人生を過ごしていくためには、文化や芸術に親しむことも重要です。市民が文化や芸術に触れる機会の充実を図ります。また、地域を活性化するためには市民が地域に対する愛着や誇りを持つことが重要です。自分たちの住む地域の歴史を身近に感じ、地域への関心を深め、郷土愛を醸成する学びの機会の提供に努めます。

文化振興課
○なす風土記の丘湯津上資料館において、地域の歴史文化に興味のある方のための講座「なす風土記サロン」や主要な遺跡をめぐる「古墳ツアー」、黒羽芭蕉の館では「黒羽古文書講座」や「近世の版本で読む『おくのほそ道』」、「黒羽藩主大関家の家譜を読む」等の講座を開催し、地域の歴史を学ぶ機会の提供に努めます。
○国内外の芸術家を招へいし、その制作過程を公開する「アーティスト・イン・レジデンス」を開催し、その期間中に芸術家にアドバイスを受けるなどしながら作品を作るワークショップを設けるなど、市民が芸術に触れる機会の提供に努めます。
○那須野が原ハーモニーホールの設備を生かし、「オーケストラ・ワークショップ」や「オルガンスクール」を開催し、文化団体の育成を図ります。
○なす風土記の丘湯津上資料館、那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館の各館における常設展示の充実を図るとともに、魅力ある企画展や特別展等を開催し、市民が本市の歴史や文化に触れる機会の充実に努めます。

生涯学習課
○合併前の各市町村で編さんした『大田原市史』、『湯津上村誌』、『黒羽町誌』の郷土資料や絵図等の歴史資料をインターネット上に公開することで、地域の歴史に触れる機会の提供に努めます。

⑥健康や体力づくりに関する学びの充実

健康は、豊かな人生を送る上での基本です。市民一人一人が、健康づくりやスポーツに親しみ、心身の健康維持や体力の向上を図る学びの機会の充実に努めます。

健康政策課
○「健康講座」や「大人の食育講座」等、地域の求めに応じた講座を開催し、健康づくりの推進と生活習慣病の発症予防、重症化予防を促進します。
○健康長寿都市の推進に向けた健康セミナーを開催し、健康増進や心の健康づくりの大切さについての啓発を図ります。
文化振興課
○旧佐良土小学校内で所蔵している農具や民具等を利用し、収穫イベントの企画等を地域と連携して行うことで動態保存を図ります。また、老人ホーム等で行う「地域回想法」により、地域のくらしに根差した資料の情報収集を行うとともに、高齢者の認知症の改善につながる取組を行います。
スポーツ振興課
○幅広い年齢層を対象に各種スポーツ教室を開催し、市民の競技力の向上や健康の維持と増進、市民の交流を図ります。
○様々なスポーツ大会を開催し、市民へのスポーツの普及及び奨励、技術の向上を図ります。
○各世代を対象としたゴルフ教室や「大田原市民与一ゴルフ大会」等のゴルフコンペを開催し、ゴルフを通じた生涯スポーツの振興に努めます。

⑦人権意識の高揚につなげる学びの充実

同和問題やこどもの虐待、性の多様性、外国人との共生等、現代社会では様々な人権問題が起こっています。人権を正しく理解し、自らの課題として捉え、理解を深め、人権意識を高める学びの機会や人権感覚を育む学びの機会の提供と啓発活動に努めます。

生涯学習課
○高齢者学級及び女性セミナー、成人教室、家庭教育学級等で、人権問題に関するプログラムを組み込み、こども及び女性、高齢者、障害者等のすべての人々の人権が尊重される社会を目指す学習の機会の充実に努めます。

○多様な文化や価値観を尊重し、在住外国人と地域住民が互いに理解し支え合いながら安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを推進し、多文化共生を推進するボランティア団体等への支援や、学びの機会の提供に努めます。
政策推進課
○誰もがいきいきと活躍できる社会の実現のため男女共同参画講座等を開催し、一人一人が互いを認め合い、それぞれの人権を尊重する男女共同参画の機運の醸成を図ります。

⑧グローバル化に対応するための学びの充実

各分野でのグローバル化が進み、多様な国際交流が広がっています。国際社会に生きる日本人としての自覚や国際社会に参加できる能力と態度を育てるとともに、それぞれ異なる文化を相互に理解・尊重し、国際感覚の醸成を図る国際理解の講座や学びの機会の提供に努めます。

学校教育課
○小中学生の英語や英会話指導及び国際理解の促進を図るため、アメリカからALT（外国語指導助手）を招致し、小中学校での英語（英語活動）の授業の支援を図ります。
生涯学習課
○英国スコットランド・セントアンドリュースや姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州のウエストコビナ市との交流事業を通し、国際性の豊かな青少年の育成に努めます。

⑨情報化社会に対応した学びの充実

情報通信技術の急速な発展に伴い、大量の情報を瞬時に入手できるようになりました。Society5.0 の到来に向け様々な技術が高度化し生活の利便性が図られる中、これらを使いこなす技術の習得が必要です。情報化社会の中で、一層充実した生活を送るために、情報通信技術に関する学びの機会の提供に努めます。

学校教育課
○市内のすべての小中学校に導入されたパソコンを効果的に活用し、指導方法及び指導体制の工夫改善を通し、教育の質を高め、学力向上を図ります。
○高度情報通信ネットワーク社会*において、適切な活動を行うための考え方と態度を育てるため、小中学校における情報モラル教育*の充実に努めます。

⑩環境意識の向上につなげる学びの充実

社会を取り巻く様々な環境の変化や問題に適切に対応していくため、環境保全に関する学習の充実を図ります。

上下水道課
○「北那須浄化センターのつどい」を開催し、施設内部の一般公開や下水道関連の展示及び体験等を行い、下水道の必要性について普及啓発を図ります。
生活環境課
○親子を対象に「水生生物教室」を開催し、水生生物を採取、分類し、河川の水質の判定等の学習を行い、環境への意識向上を図ります。
○広域クリーンセンター大田原と連携した施設の見学や、座学によるごみの減量化と資源化の学習を通して、環境負荷低減の啓発を図ります。

⑪読書活動の普及

読書を通して学ぶ機会は、豊かな心を育む上で欠かすことができません。ライフスタイルや世代に応じた読書方法の紹介や市全体での読書活動を行うことにより、読書に対する意識の醸成に努めます。

生涯学習課
○「第３次大田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭及び地域、学校、図書館等の連携・協力による読書活動の推進を図ります。
○「読書通帳」を配布し、こどもたちが読書に親しむきっかけづくりに努めます。
○インターネットを介して、貸出及び閲覧のできる電子図書を拡充に努めるとともに、移動図書館の巡回運行により身近な地域へ読書機会を届け、多様なライフスタイルや環境に応じた読書環境の充実を図ります。

基本目標２　いかす【学んだ成果を生かす機会の充実】　に対する基本施策

（基本施策３）学習環境の整備

【現状と課題】

市民の多様な学習意欲を支えるため、公民館や図書館などの生涯学習関連施設を身近な学びの場として活用するとともに、その利便性を高め、調査等で把握したニーズに応じた環境改善を図る必要があります。また、市民が培った知識や技術を人材バンク等への登録を通じて地域の学習リーダーとして活躍できるよう整え、学びの成果が広く地域に還元される環境づくりを一層推進する必要があります。

①生涯学習関連施設の整備と活用促進

市民の多様化する学習意欲を支えるため、地区公民館や図書館、資料館等の施設の利活用を促進し、生涯学習関連施設をより一層身近な学びの場として整備を進めます。

生涯学習課
○市民に多様な学習活動の場を提供するため、市民の学習ニーズを踏まえ、生涯学習関連施設の長寿命化を推進し、計画的な整備・活用に努めます。
○自主グループやサークルなどを中心に、市民が生涯学習にかかわる活動を行う場として生涯学習センターを提供し、その利用促進を図ります。

②多様化する学習ニーズに対応した学習環境の提供

情報化や環境問題など急速な社会の変化に伴う課題を仲間と共に学ぶ実践活動を推進するとともに、大規模な自然災害や新たな感染症が発生したときにも対応できるようにするため、ICT を有効に活用し、新たな学習形態の推進に努め、市民のニーズや社会の変化に対応した学習環境の整備に努めます。

生涯学習課
○生涯学習関連施設が市民のニーズに合わせてより円滑に利用できるよう、公共施設予約システムの機能を充実させます。オンラインによる空き状況確認や予約、さらにキャッシュレス決済の導入等を検討・推進し、市民の利便性向上を図ります。

③共生社会の実現に向けた支援体制の整備

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が生涯学習活動に参加できるよう、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、支援体制の整備を図ります。

福祉課
○障害特性に応じた意思疎通支援のため、手話奉仕員や要約筆記者の養成事業を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の利用促進に努めます。

④生涯学習に関する調査研究

効果的に生涯学習を推進するためには、市民の学習ニーズを的確に把握することが必要です。市民の学習ニーズの把握に努め、既存の事業の見直しを図り、更なる生涯学習関連事業の推進に活用します。また、市民のリカレント教育に対する需要を把握するため調査を行い、市民のリカレント教育への参加に対する支援体制の整備を図ります。

生涯学習課
○市民への定期的な意識調査を実施し、市民のニーズを的確に把握し、次期生涯学習推進計画の策定及び実践に活かします。さらに、生涯学習推進計画の推進指標及び目標の達成状況把握に役立てます。

⑤人材バンクを活用した学習成果の還元と活躍支援

市民がこれまでの人生経験や学習を通じて培った知識・技術を地域社会で十分に発揮できるよう、人材バンク等を活用した指導者やリーダーとしての活躍を支援します。

生涯学習課
○これまでの人生の中で培った知識や経験を生かし、活躍につながるよう、人材データバンク「輝きバンク」への登録を促進します。

基本目標３　つなぐ【学びでつなぐネットワークの推進】　に対する基本施策

（基本施策４）学習成果の活用

【現状と課題】

少子高齢化やコミュニティの希薄化が進む中、個人の学びを地域の課題解決へとつなぐ仕組みづくりが重要です。学びの成果を地域社会へ還元するため、指導者やコーディネーター等の人材育成と、人材バンク等を活用した活動支援が必要です。また、ボランティアや学習グループ等への参加を促進し、世代を超えて人と人、人と地域をつなぐことで、自助・互助による絆を再生し、安心して暮らせる地域づくりへ還元していくことが課題です。

①生涯学習に係る指導者及び実践者の育成

生涯学習の成果を地域社会で生かすことのできる指導者や実践者となる人材や、生涯学習に関わる各分野のボランティア、学びをつなぐコーディネーターの育成に努めます。

生涯学習課
○「生涯学習コーディネーター養成講座」の開催や研修会等を充実させ、地域づくりを進めていくリーダーやコーディネーター等の育成に努めます。
○地域で活躍するこどもの読書ボランティア等の更なる活動の推進のため、こどもの読書活動の充実を図るために必要な知識や技術を習得することを目的に、図書ボランティア養成講座を開催します。

○家庭や地域の教育力の向上を目指し、地域社会の中で家庭教育について自主的・主体的に学習や相談活動を行う「家庭教育オピニオンリーダー」や「親学習プログラム指導者」の養成及び有効活用を図るための事業を展開し、家庭教育支援活動を推進します。
○時代や社会の要請に応じた多様な学習機会を提供するため、市民の主体的な学びや地域活動、学校部活動の地域展開を見据え、指導者やボランティアの発掘、資質向上に向けた育成・確保を計画的に推進します。
健康政策課
○市民と行政が協働で健康づくりを推進するため、「健康づくりリーダー」や「食生活改善推進員」の育成に努めます。

②指導者及び実践者の活動支援

指導者や実践者の活動を支援するため、人材バンクへの登録促進や、地域や学校、地区公民館等の生涯学習関連施設や関係機関と連携し活動の場の提供に努めます。

健康政策課
○市民の健康づくりに関わる「健康づくりリーダー連絡協議会」「食生活改善推進員協議会」等の団体の活動を支援します。
生涯学習課
○市民や地域、学校を含めた施設・機関・団体などの要請に応じて、よりよい指導者を派遣できるように人材データバンクシステム「輝きバンク」を毎年見直し、市民へ指導者の適切な情報提供を行い、活用を促進します。
○市民が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自分に適した手段と方法を選びながら学ぶことができるよう、知識や技能を身に付けた人や地域で活躍している団体等の発掘・確保に努め、生涯学習支援者としての登録を促進します。
○中学校の部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動や、各中学校からの指導者の求めに対応するため、地域クラブ活動人材バンクの充実に努め、学校と地域をつなぐ指導者の確保・支援を強化します。

③関係機関及び団体の活動への参加促進

関係機関や市内で活動している学習グループ、ボランティア団体等と連携し、それぞれの活動内容について情報発信を行い、学習活動の継続や学習成果の活用の促進に努めます。

生涯学習課
○市内で活動している自主グループ・サークル・団体等の登録を推進し、市民のニーズに応じた団体情報を適切に提供するとともに、それぞれの活動内容を広く市民に情報提供し、より積極的な活動になるよう支援します。
○自主グループで活動している団体等に生涯学習フェスティバルへの参加を要請し、お互いの活動状況や成果の発表、グループワークで課題の共有を図りながら交流を深め、地域の活性化につなげます。

④地域のつながりづくり

生涯学習を通じた学習でつながった人たちが交流することにより、世代を超えたつながりが生まれ、共通した課題意識を持つことが期待されます。人と地域、世代間の交流ができる場を提供し、地域の連帯感や郷土愛の醸成に努めます。

生涯学習課
○地域の文化教養、学校支援、奉仕及び福祉、レクリエーション等の多岐にわたる実践を通じて活動する地区生涯学習推進協議会の支援を図り、地域の生涯学習の意識を高めます。
○地区公民館では、地区子供会育成会を対象に、こどもたちの健全育成を目指して、リーダー研修や各種スポーツ大会、ウォークラリーなどを開催します。また、市子供会育成会連絡協議会では、育成指導者レクリエーション講習会等を開催します。
スポーツ振興課
○「市民一人１スポーツ」を基本に、いつでも・どこでも・誰とでも楽しむことができるニュースポーツ等の各種スポーツを通して地域づくりを進めます。

⑤安心して暮らせる地域づくり

少子高齢化や核家族化等が進み、ライフスタイルが多様化する中、家庭や地域とのつながりが希薄となり、孤立する人が増えています。また、近年は局地的な災害が多発し、地域での防災が重要となっています。「自助」「互助」の意識の啓発や、安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関と地域住民が連携しながら体制の整備に努めます。

高齢者幸福課
○孤立を防ぎ、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支援体制をつくり、市・社会福祉協議会・地域包括支援センター・その他関係機関と連携しながら体制の充実を目指します。
危機管理課
○市民の自助・共助の精神を育み、地域の防災力を向上させるため、全自治会における自主防災組織の結成を促進します。あわせて、防災士養成講座や防災講

話等の学習機会を提供し、地域で共に学び、支え合う防災活動の活性化を図ります。
○安全で安心なまちづくりを推進するため、関係機関・団体と地域住民が連携し、各地区で自主防犯組織を編成し、特にこどもたちの安全を確保するために、登下校時間帯にパトロールを実施することにより、事件・事故の防止に取り組みます。

基本目標４　ささえる【学びを支えあう体制づくり】　に対する基本施策

（基本施策５）生涯学習関係機関との連携及び情報・環境の充実

【現状と課題】

多様な学習ニーズに的確に対応するためには、多様な主体が協働し、互いに支え合うことが不可欠です。家庭・学校・地域の連携を深める「地域とともにある学校づくり」などを通じて、地域全体でこどもたちの育ちを支え合うとともに、高等教育機関や民間事業者、ボランティア団体等とのネットワークを強化し、市民の豊かな学びを支え合う連携体制の構築を図る必要があります。

また、社会のデジタル化や情報化の急激な進展に対応し、誰もがいつでも必要な学習情報にアクセスできる環境づくりや相談体制の充実が求められています。市民へのきめ細かな情報周知も含め、多様な主体による協働的な取り組みを促進し、持続可能な学びの支え合い体制を一層推進する必要があります。

①学校との連携

こどもたちの豊かな人間性や社会性を育むためには、学校を地域に開かれた学びの拠点とすることが重要です。地域住民が教育活動に主体的に参画し、自らの知識や経験を生かす機会を設けることで、こどもたちの生きる力を育むだけでなく、関わる大人自身も共に学び、成長できる環境づくりを推進します。

生涯学習課
○平成 30（2018）年度から市内中学校区単位に導入された「コミュニティ・スクール」と連携しながら、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進します。
○「学校を核とした地域づくり」を推進するため、市内中学校区単位に設置された「地域学校協働本部」による地域学校協働活動を支援し、こどもの「生きる力」を育むとともに地域教育力の向上や地域活性化を推進します。
○「地域連携教員」や「地域学校協働活動推進員」等と連携を深め、地域住民が持つ知見や経験を学びの場へ円滑につなぐコーディネート機能を強化するとともに、世代を超えた交流や多様な学習活動を支え合う体制づくりを推進します。

②家庭との連携

すべての教育の出発点である家庭教育は、こどもの健やかな成長を支える重要な基盤です。保護者が抱える子育ての悩みや不安を軽減し、孤立を防ぐため、親同士が気軽に交流し学び合える場を提供します。関係機関と連携しながら、地域社会全体で子育て世代の学びを温かく見守り、支え合う体制の充実に努めます。

学校教育課
○次代を担う青少年が、自立心を高め、広い視野と豊かな情操を培い、社会における自らの役割と責任を自覚し、心身共にたくましく成長するように、家庭・学校・地域社会及び行政が一体となり、青少年健全育成市民大会を開催します。
○青少年健全育成に向けた共通認識を高め、より良い社会環境づくりを推進するため、小中学生から標語を募集し、青少年健全育成市民大会において表彰を行います。

③地域コミュニティとの連携

地域住民が主体的に活動するボランティア団体や、地域の生涯学習の基盤である地区生涯学習推進協議会等の取り組みを支援し、身近な場所で互いに学び、支え合う意識の醸成を図ります。また、各機関や団体が持つ専門的な知見やノウハウを効果的に共有・活用できる仕組みづくりを進め、市民の多様な学習意欲を地域活性化の実践へと結びつける協働ネットワークを強化します。

生涯学習課
○市内すべての地区公民館エリアに設立された市民主導型で設立された地区生涯学習推進協議会が円滑に運営・活動できるよう、事業実施への支援を強化します。各地区の特性に応じた学びや世代間交流を促し、生涯学習の推進と地域の教育力向上を図ります。

④生涯学習関連情報の提供及び相談体制の充実

関係機関や市内で活動している学習グループ、ボランティア団体等と連携し、それぞれの活動内容について情報発信を行い、学習活動の継続や学習成果の活用の促進に努めます。

生涯学習課
○生涯学習にかかわる講座・教室、イベント、施設、自主グループ・団体の情報をまとめた情報誌「学びガイド」や「自主グループ・サークル・団体ガイドブック」を発行し、広く市民に学習情報を提供します。
○市の広報紙、ホームページ、ポスター、パンフレット、各課の事業案内、各地区公民館だよりなどを活用し、生涯学習情報の普及啓発に努めます。

関係各課
○障害のある方や高齢者等も誰もが情報を得られるよう、拡大文字、音声、点字、電子メールやウェブ等を活用した情報提供を推進するとともに、各種講座や講演会等における手話通訳者や要約筆記者の配置に努め、学習機会へのアクセスに努めます。
○高齢者や障害のある人を含む誰もが、生涯学習に関する情報等を適切かつ円滑に入手できるよう、アクセシビリティに配慮した、誰もが利用しやすい市ホームページの作成・維持に努めます。

⑤情報化社会に対応した学びの充実

誰もが時間や場所の制約を受けずに多様な学びを享受できるよう、公民館等への Wi-Fi 環境の整備や、オンライン講座の配信拡充など、デジタル技術を活用したハイブリッドな学習環境の整備・推進に努めます。

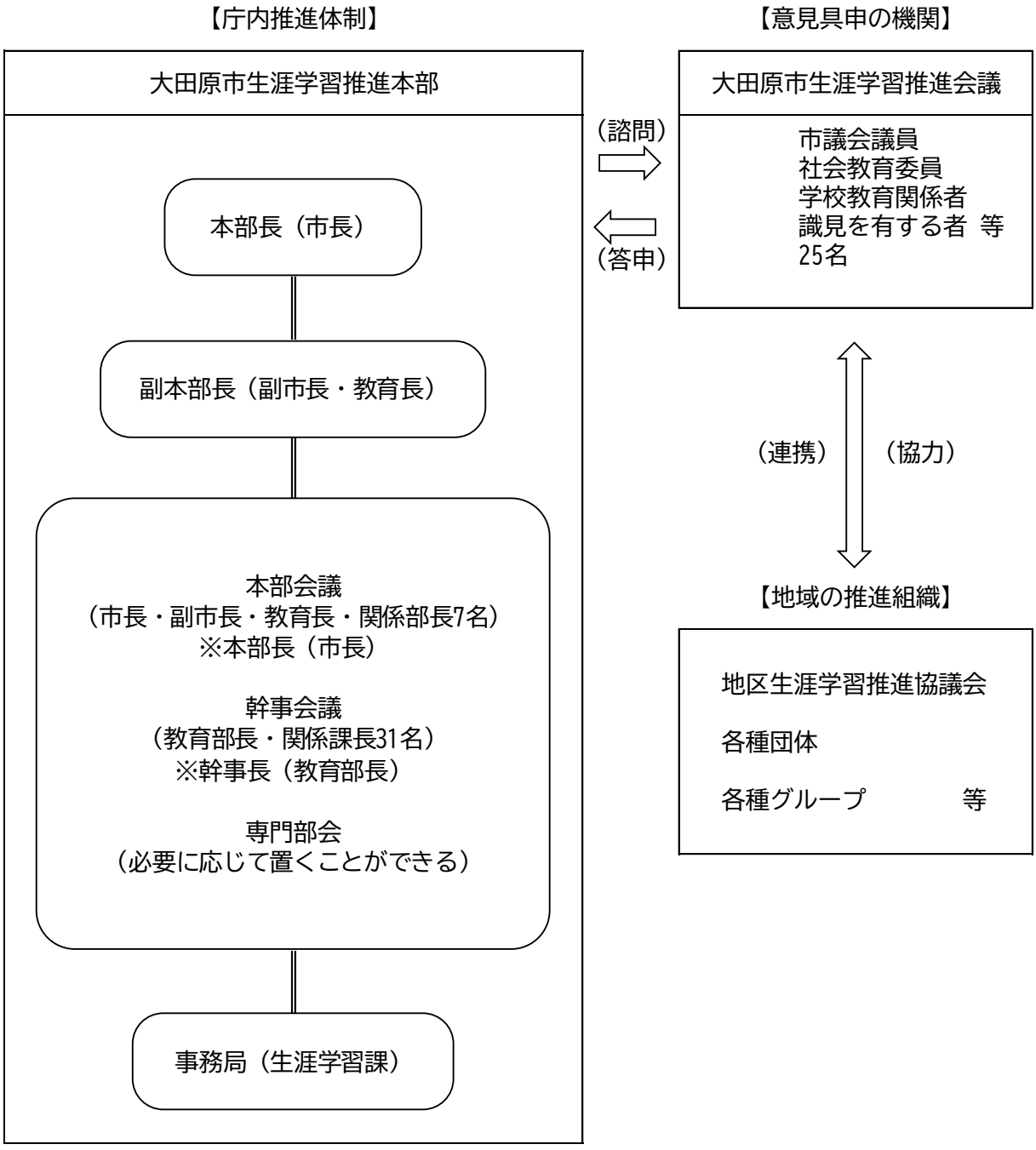
生涯学習課
○市内地区公民館等の学習スペースにおける Wi-Fi 環境の整備に努め、時間や場所にとらわれない学習環境の整備を推進します。

3　推進指標

指　　標　　名	現状値（令和 7 年度）	目標値（令和 13 年度）
基本目標１　まなぶ【多様な学びの提供】		
基本施策１　ライフステージに応じた学びの充実		
市民学校受講者数	588 人/年	650 人/年
成人学校・女性セミナー受講者数	563 人/年	620 人/年
高齢者学級受講者数	398 人/年	450 人/年
基本施策２　市民ニーズに応じた学びの充実		
「生涯学習に関する意識調査」における生涯学習の実施率	66.3%	69.0%
基本目標２　いかす【学んだ成果を生かす機会の充実】		
基本施策３　学習環境の整備		
「生涯学習に関する意識調査」における学習成果の活用希望率	81.6%	85.0%
公民館利用延べ人数	146,918 人	160,000 人
基本目標３　つなぐ【学びでつなぐネットワークの推進】		
基本施策４　学習成果の活用		
生涯学習コーディネーター登録者数	187 人	210 人
輝きバンク活用者数（１年間に利用された人数）	426 人	500 人
生涯学習関係自主グループ・サークル・団体等の登録数	140 団体	155 団体
基本目標４　ささえる【学びを支えあう体制づくり】		
基本施策５　生涯学習関係機関との連携		
「生涯学習に関する意識調査」における地域や社会の活動への参加意向率	78.4%	83.0%
「生涯学習に関する意識調査」における学習によるつながり実感率	52.7%	58.0%
市ＨＰでの「学びガイド」「輝きバンク」「自主グループ・サークル・団体ガイドブック」の閲覧数	2,032 回	2,240 回

［参考資料１］

大田原市生涯学習推進体制組織図



［参考資料２］

令和８年度大田原市生涯学習推進会議委員

	委員氏名	所属・役職等	備考
1	岡野　忠	大田原市議会民生文教常任委員長	
2	菊地　孝行	大田原市社会教育委員長	
3	井上　達夫	大田原市社会教育委員副委員長	
4	磯　翔	ゆづかみ保育園理事長	
5	栗原　崇志	大田原市立羽田小学校長	
6	伊東　誠	大田原市立親園中学校長	
7	豊住　隆行	栃木県立大田原高等学校校長	
8	鈴木　正人	国際医療福祉大学事務局長	
9	郡司　彰	大田原市区長連絡協議会副会長	
10	大場　いづみ	大田原市社会福祉協議会	
11	伊藤　都	大田原市女性団体連絡協議会事務局	
12	森本　敬三	大田原国際交流会長	副会長
13	濱野　千恵	大田原市家庭教育オピニオンリーダー連絡会長	
14	笠原　秀夫	大田原東地区生涯学習推進協議会副会長	
15	越井　二郎	大田原西地区生涯学習推進協議会長	会長
16	渡辺　恵一	金田北地区生涯学習推進協議会	
17	熊田　雅勝	金田南地区生涯学習推進協議会長	
18	磯　元一郎	親園地区生涯学習推進協議会長	
19	石塚　堯	野崎地区生涯学習推進協議会副会長	
20	青木　省吾	佐久山地区生涯学習推進協議会	
21	和氣　隆	黒羽地区生涯学習推進協議会長	
22	岡野　敬二	川西地区生涯学習推進協議会長	
23	菊池　清人	両郷地区生涯学習推進協議会長	
24	小西　久美子	須賀川地区生涯学習推進協議会長	
25	石沢　進	湯津上地区生涯学習推進協議会副会長	

（敬称略）

［参考資料３］

大田原市生涯学習推進本部設置規程

（平成 3 年 10 月 1 日教育委員会訓令第 3 号）

（設置）

第 1 条　大田原市における生涯学習の総合的、効果的な推進を図り、市民の学習活動を支援するため、大田原市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　生涯学習推進計画の策定に関すること。

(2)　生涯学習関連事務事業の総合調整に関すること。

(3)　生涯学習の普及奨励に関すること。

(4)　その他生涯学習に関すること。

（組織）

第 3 条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2　本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3　本部員は、大田原市行政組織条例(平成 17 年条例第 69 号)に定める室及び部の長及び大田原市教育委員会事務局組織等に関する規則(昭和 63 年教育委員会規則第 1 号。以下「教育委員会事務局組織等規則」という。)に定める教育部長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第 4 条　本部長は、本部を総括する。

2　副本部長は、本部長を補佐する。

3　本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。

（本部会議）

第 5 条　本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（幹事会の組織）

第 6 条　本部の所掌する事務事業について協議、調整を行うとともに、本部の決定した施策に係る必要な事項を処理するため、本部に幹事会を置く。

2　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3　幹事長には教育部長、副幹事長には生涯学習課長、幹事には大田原市行政組織規則(平成 17 年規則第 26 号)第 8 条に定める課長、大田原市水道事業及び下水道事業処務規程(昭和 43 年企業管理規程第 1 号)第 3 条の 2 に定める課長、教育委員会事務局組織等規則第 5 条に定める課長等(生涯学習課長を除く。)、監査委員事務局長、選挙管理委員会書記長、公平委員会書記長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

4　幹事長は、会務を総理する。

5　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

（幹事会の会議）

第 7 条　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、議長となる。

2　幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
3　幹事会の結果は、本部長に報告しなければならない。
（専門部会）
第 8 条　本部又は幹事会の指示事項及び生涯学習の推進に関し、専門的事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。
（庶務）
第 9 条　本部、幹事会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。
（補則）
第 10 条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 11 年 12 月 24 日教育委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 18 年 3 月 31 日教育委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項の改正規定(「並びに農業委員会事務局長」を「、公平委員会書記長を農業委員会事務局長」に改める部分に限る。)は、大田原市公平委員会の組織及び運営等に関する規則(平成 18 年公平委員会規則第 1 号)の公布の日から施行する。

附　則(平成 19 年 3 月 30 日教育委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年 3 月 30 日教育委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 22 年 6 月 10 日教育委員会訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附　則(平成 23 年 3 月 25 日教育委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 3 月 28 日教育委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 6 月 22 日教育委員会訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(令和 2 年 2 月 28 日教育委員会訓令第 1 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

［参考資料４］

大田原市生涯学習推進会議条例

（平成 4 年 3 月 30 日条例第 4 号）

（設置）

第 1 条　大田原市の生涯学習の推進に関する基本的事項を調査審議するため、大田原市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　市長の諮問に応じ、調査審議すること。

(2)　生涯学習の推進について、市長に意見を具申すること。

（組織）

第 3 条　推進会議は、委員 25 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　市議会議員

(2)　社会教育関係者

(3)　学校教育関係者

(4)　識見を有する者

(5)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、その職をもって委嘱又は任命された委員の任期は、その在職期間とする。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第 5 条　推進会議に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2　推進会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条　推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

（委任）

第 8 条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

［参考資料５］

用　語　解　説

ICT【ｱｲｼｰﾃｨｰ】	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
AI【ｴｰｱｲ】	Artificial　Intelligence（人工知能）の略。近年はビッグデータの活用の進展を背景に認知度が高まり、その適用領域が拡大している。
ウェルビーイング	身体的、精神的、そして社会的に満たされた状態にあること。持続可能な社会において、市民一人一人が自分らしく学びを楽しみ、心身の健康や生きがい（幸福）を実感できる状態を指す。
SDGs【ｴｽﾃﾞｨｰｼﾞｰｽﾞ】	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの達成を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」を共通の理念として、17 のゴールと 169 のターゲットが示されている。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会。
新型コロナウイルス感染症	新たに発見されたコロナウイルス（SARS-CoV-2）によって引き起こされる感染症（COVID-19）。COVID-19 とは coronavirus disease 2019（2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症）の略称。2019 年の終わりごろに発生したのを皮切りに、あっという間に世界中に感染が拡大した。
society5.0【ｿｻｴﾃｨ 5.0】	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指す。
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が連携協働して行う様々な活動。
デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル技術を活用して、仕事のやり方や生活、社会の仕組みを良い方向へ大きく変えること。

デジタル・リテラシー	デジタル技術を正しく理解し、自分の生活や仕事に生かすための能力のこと。
ビッグデータ	一般的なデータ管理処理ソフトウエアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータ。ソーシャルメディア内のテキストデータやスマートホンの GPS の位置情報など、様々なデータがある。
ライフステージ	幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分した人生の各段階。
リカレント教育	学校教育からいったん離れた後も、個人の必要に応じて自己実現を図るための社会人の学び直し。
リスキリング	現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な、時代のニーズ等に即して、職業上新たに求められる能力・スキルを身に付けること。

［参考資料６］

生涯学習関連機関・施設一覧

機関・施設名	所　　在　　地	電話番号
生涯学習課	大田原市本町 1-4-1（本庁舎 4 階）	0287-23-2100
中央公民館	大田原市本町 1-4-1（本庁舎 4 階）	0287-23-2005
大田原東地区公民館	大田原市若草 1-1287-1	0287-24-2777
大田原西地区公民館	大田原市浅香 3-3578-747	0287-23-8719
金田北地区公民館	大田原市市野沢 1988-1	0287-23-3253
金田南地区公民館	大田原市南金丸 1870-5	0287-23-2260
親園地区公民館	大田原市花園 1973	0287-28-2444
野崎地区公民館	大田原市野崎 2-26-2	0287-29-2605
佐久山地区公民館	大田原市佐久山 2287-1	0287-28-0872
湯津上地区公民館	大田原市湯津上 5-776	0287-98-3425
黒羽・川西地区公民館	大田原市黒羽田町 848（黒羽庁舎 2 階）	0287-54-0184
両郷地区公民館	大田原市中野内 773	0287-59-0111
須賀川地区公民館	大田原市須佐木 53	0287-57-0111
生涯学習センター	大田原市本町 1-2716-5	0287-23-2003
ふれあいの丘自然観察館	大田原市福原 1411-22	0287-28-3251
ふれあいの丘天文館	大田原市福原 1411-22	0287-28-3254
大田原図書館	大田原市中央 1-3-15 （TOKOTOKO おおたわら 4 階）	0287-23-4560
黒羽図書館	大田原市堀之内 656-1	0287-59-0855
湯津上図書室	大田原市湯津上 5-1081（湯津上庁舎 2 階）	0287-98-7037